

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行うため、番号法の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報照会。
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、中間サーバー、統合宛名システム ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムへ移行する。
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項及び別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座等の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・公金受取口座登録法第10条（公金受取口座登録法第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第5号） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損リスクに対し、以下の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 以上のことから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	②事務の概要	<p>「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行うため、番号法の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>・支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報照会。</p>	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行うため、番号法の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>・支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報照会。</p>	事後	
令和6年12月27日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、中間サーバー、統合宛名システム	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、中間サーバー、統合宛名システム※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムへ移行する。	事後	
令和6年12月27日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項、別表第一の100項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座等の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条</p>	<p>・番号法 第9条第1項及び別表135の項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座等の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条</p>	事後	
令和6年12月27日	I-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 別表第二第121号の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</p>	<p>・公金受取口座登録法第10条(公金受取口座登録法第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第6号)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p>	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目